

福岡県公報

平成二十三年三月二十三日
第三千二百三十三号
増刊 ①

目次

告示 示(第五百二十四号・第五百三十号)

悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準の一部改正 (環境保全課) ……………

騒音規制法第三条第一項の規定に基づく地域の指定の一部改正 (環境保全課) ……………

騒音規制法第四条第一項の規定に基づく指定地域の規制基準の一部改正 (環境保全課) ……………

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準別表第一号 (環境保全課) ……………

に規定する区域の指定の一部改正 (環境保全課) ……………

振動規制法第三条第一項の規定に基づく地域の指定の一部改正 (環境保全課) ……………

振動規制法第四条第一項の規定に基づく指定地域の規制基準の一部改正 (環境保全課) ……………

改正 (環境保全課) ……………

振動規制法施行規則別表第一付表第一号に規定する区域の指定の一部改正 (環境保全課) ……………

告示 (環境保全課) ……………

告示

福岡県告示第五百二十四号

悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準(平成十四年三月福岡県告示第四百七十三号)の一部を次のように改正し、平成二十三年十月一日から施行する。

平成二十三年三月二十三日

福岡県知事 麻生 渡

一のイ中、「飯塚市」及び、「新宮町」を削り、同ハ中「筑後市」を「飯塚市、筑後

市」に改め、「須恵町」の下に、「新宮町」を加える。

福岡県告示第五百二十五号

騒音規制法第三条第一項の規定に基づく地域の指定(昭和六十一年十一月福岡県告示第七百十二号)の一部を次のように改正する。

平成二十三年三月二十三日

福岡県知事 麻生 渡

指定地域に係る図面のうち、直方市に係る部分を次の図面のように改める。

(次の図面は省略し、当該図面は、福岡県環境部環境保全課及び直方市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第五百二十六号

騒音規制法第四条第一項の規定に基づく指定地域の規制基準(昭和六十一年十一月福岡県告示第七百十三号)の一部を次のように改正する。

平成二十三年三月二十三日

福岡県知事 麻生 渡

別添図面のうち、直方市に係る部分を次の図面のように改める。
(次の図面は省略し、当該図面は、福岡県環境部環境保全課及び直方市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第五百二十七号

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準別表第一号に規定する区域の指定(昭和六十一年十一月福岡県告示第七百十四号)の一部を次のように改正する。

平成二十三年三月二十三日

福岡県知事 麻生 渡

別添図面のうち、直方市に係る部分を次の図面のように改める。
(次の図面は省略し、当該図面は、福岡県環境部環境保全課及び直方市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第五百二十八号

振動規制法第三条第一項の規定に基づく地域の指定（昭和六十一年十一月福岡県告示第七百十六号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年三月二十三日

福岡県知事 麻生 渡

指定地域に係る図面のうち、直方市に係る部分を次の図面のように改める。

（次の図面は省略し、当該図面は、福岡県環境部環境保全課及び直方市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第五百二十九号

振動規制法第四条第一項の規定に基づく指定地域の規制基準（昭和六十一年十一月福岡県告示第七百十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年三月二十三日

福岡県知事 麻生 渡

別添図面のうち、直方市に係る部分を次の図面のように改める。

（次の図面は省略し、当該図面は、福岡県環境部環境保全課及び直方市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第五百三十号

振動規制法施行規則別表第一付表第一号に規定する区域の指定（昭和六十一年十一月福岡県告示第七百十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年三月二十三日

福岡県知事 麻生 渡

別添図面のうち、直方市に係る部分を次の図面のように改める。

（次の図面は省略し、当該図面は、福岡県環境部環境保全課及び直方市役所に備え置いて縦覧に供する。）